

福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル事業実施業務 仕様書

1 概要・目的

介護事業所等における介護人材確保や生産性向上等について、福井県内で地域差や地域固有の課題も存在することから、人材確保・生産性向上等の対策を効果的に進め、さらには、地域の実情に応じた対策の具体化を検討するため、県が開催する「医療・介護連携会議」の一部を福祉人材確保のプラットフォームとして位置づけ、人材確保・生産性向上等の対策を議論し、介護人材確保等を促進

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル事業 事務局設置・運営

- ・事業の円滑な実施に向けて、事業実施や「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」を運営等する事務局を設置すること
- ・事務局は、下記の業務を実施すること

(業務内容)

- ・県との連絡調整をすること
- ・県が開催する「医療・介護連携会議」および、これと連携する「地域医療構想調整会議」における協議に資するよう、福祉人材確保(テーマ区分:人材確保、生産性向上、魅力発信等)の視点を踏まえ、かかりつけ医機能報告制度に基づくデータ等を適宜活用した分析資料および会議用参考資料の作成および作成支援を行うこと
- ・本業務は、会議当日の運営、ファシリテーション、参加者調整、人員派遣等を含まない後方支援業務に限定するものとし、受託者は、県職員による会議運営を前提に、データ整理・分析、論点整理、資料作成等を行うこと
- ・作成する資料については、かかりつけ医機能(在宅医療、入退院支援、介護保険施設との連携等)と、それを支える福祉人材の確保・配置・業務負担との関係性が把握できるよう整理すること

※下記(2)・(3)や「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」議論を踏まえて資料を作成すること。なお、下記(2)・(3)の議論の結果については、県が提供する。

※作成資料数については、「医療・介護連携会議」および「地域医療構想調整会議」の開催スケジュールに応じて、変動する可能性があるが、最大7回分を想定すること(6エリア共通資料1回+各エリア資料6回)

- ・当該事業の進捗管理をすること

（「医療・介護連携会議」について）

- ・県が主催し、県内を6エリアに区分し、各エリアにおいて、それぞれ3回程度開催
- ・上記のうち、各回の会議テーマ（特に管理者レベルが参加する会議のテーマ）に資する分析データ等の資料を提供
- ・また、医療・介護連携会議と連携する地域医療構想調整会議に資する分析データ等の資料を提供
- ・当該会議を「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」に位置付け、各エリアにおける人材確保、生産性向上、魅力発信事業等について議論
- ・開催スケジュールについては、各エリアで調整予定

（2）現状把握・課題整理

- ・「医療・介護連携会議」における「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」で各エリア固有の課題に応じた人材確保、生産性向上、魅力発信等の今後の施策の方向性、施策内容等を議論するため、各エリアにおける現状および課題の把握・整理を行うこと
- ・現状および課題の把握・整理にあたり、下記の調査を実施すること

（調査内容）

- ・各エリアにおける既存施策、関連データ、会議体の状況等に関するデスクトップ調査
- ・関係市町や各エリアの介護事業所等へのヒアリング調査
※詳細な調査内容等については、県と協議の上、決定すること
- ・調査結果に基づき、各エリアにおける課題構造、ボトルネックを整理の上、「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」において議論・検討すべきテーマ・論点を人材確保、生産性向上、魅力発信等のテーマごとに整理・設定すること
- ・現状把握および課題整理にあたっては、福祉人材確保に加え、かかりつけ医機能報告データにより把握される医療機関の在宅医療対応状況、訪問看護等の連携状況、介護保険施設との関与状況等を参考指標として活用し、医療・介護連携を支える福祉人材の不足・偏在・業務負担が、地域の医療提供体制に与えている影響を整理すること。
- ・特に、入退院支援、在宅療養の継続、介護施設における医療的対応の場面において、医療側機能の発揮に福祉人材がどのように関与しているか（またはボトルネックとなっているか）を可視化すること。

（調査における任意対応事項）

- ・現状把握や課題整理の参考となる「居所変更実態調査」の実施を検討すること

（居所変更実態調査について）

- ・調査の目的・内容：現状把握や課題整理の参考として、「居所変更実態調査」をヒアリング調査等と一体的に実施すること。本調査は、県内の介護保険施設、グループホーム、特定施設、サービス付き高齢者向け住宅などを対象に、入居者の入退去の流れ（居所の変更）、看取りの件数、施設内で提供されている医療的ケアや外部医療サービス（訪問診療・訪問看護等）の利用実態を把握するものである。

- ・実施方法：実施にあたっては、厚生労働省等による本調査の趣旨や概要説明（動画やマニュアル等）を事前に確認・熟読し、調査の目的を十分に理解したうえで行うこと。具体的には、国から提供されている「自動集計ツール」や「事業所への調査協力依頼の雛形」などのパッケージをダウンロードして活用し、予算や受託者・調査対象施設の労力を極力抑え、簡易かつ迅速に実施すること。なお、対象施設のリスト作成にあたっては、県から施設情報が含まれたデータ（Excel）を提供する。受託者は本データから「サービス種類名」や「事業所種別名」を用いて対象となる施設を抽出し、「事業所番号」をキーにして重複を削除（名寄せ）する方法により、約 390 施設程度の送付先リストを正確に作成すること。作成したリストに基づき、回収率は 100%を目指して実施すること。
- ・福祉人材確保プラットフォーム構築事業等への活用例：得られた調査結果は時系列で整理してアウトカム指標として活用するほか、本事業における「医療・介護連携会議（福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム）」等において、以下の議論を活性化させるための基礎データとして活用すること。
 - ◇ 介護施設における医療的対応力と人材確保の検討：各施設の看取り件数や医療的ケアの実施状況から、施設における医療的対応のボトルネック（介護人材の不足か、訪問看護等との連携不足か）を可視化し、人材確保・育成策の検討に活かす。
 - ◇ 入退院支援に伴う業務負担の分析と生産性向上の検討：施設と医療機関の間の人の流れを把握し、入退院支援に伴う現場職員の業務負担の実態を整理し、生産性向上に向けた施策の議論に活かす。
 - ◇ 在宅医療・介護連携および施設整備計画の検討：「最後まで看取りができる施設」などの実態を把握し、施設への医療提供体制の構築（在宅医療・介護連携の推進）や、地域の施設整備需要の検討に活かす。

（3）介護現場革新会議とプロジェクトチームの連携

- ・県が開催する「福井県介護人材確保対策協議会・介護現場革新会議」と連携し、「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」の円滑な運営を図ること
- ・上記の会議およびプロジェクトチーム双方において、議論・検討の内容を報告するなど、情報共有を行い、双方の議論・検討の活性化を図り、多くの意見を集約すること

（4）「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」の議論を踏まえたロードマップの作成

- ・「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」の議論を踏まえて、県内 6 エリアにおける人材確保、生産性向上、魅力発信等のテーマごとのロードマップを作成すること

（5）評価指標の設定

- ・「福祉人材確保プラットフォームプロジェクトチーム」における取組が効果的に推進さ

れるよう、取り組みの目的や内容に応じた評価指標を設定すること。

なお、評価指標の設定に当たっては、県において検討している「第10期福井県介護保険事業支援計画」の内容を踏まえること

- ・また、福祉人材確保や生産性向上に関する取組が、かかりつけ医機能（在宅医療、入退院支援、介護施設連携等）の発揮にどのように寄与したかを間接的に把握できる観点を含めること

(6) 成果の整理及び報告書の作成

- ・本事業における取組の内容および成果について整理し、報告書として取りまとめること
- ・本仕様書における当該委託業務は、「福祉人材確保」を切り口に、かかりつけ医機能報告データ等を活用しながら、医療・介護連携会議の議論・意思決定をデータと資料で下支えする後方支援業務」としても位置付けるものである

4 実績報告

委託事業が終了したときは、契約期間終了日までに実績報告書を長寿福祉課あてに1部提出すること。

5 その他留意事項

以下に掲げる事項について、留意すること。

- ・受託者は、業務全般を監督する責任者を置くものとする。当該責任者は、県と協議し、効率的かつ効果的に業務を遂行するものとする。
- ・業務の実施に際してトラブル等が生じた場合、受託者は県に速やかに連絡し、県と連携してその処理にあたるものとする。
- ・その他、契約書、仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な事項に限り、管理上または運営上特に必要な業務については、県と協議のうえ、委託金額の範囲内で現場作業内容を変更できるものとする。
- ・契約書、仕様書に記載されていない事項については、長寿福祉課と協議のうえ進めること。
- ・本業務により制作された資料等にかかる著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転するものとする。

6 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものである。よって、企画提案書の内容を踏まえ、実際の業務委託契約締結時には内容を変更することがある。